

表 6.1.1-32 宮城県公害防止条例に基づく一般粉じんに係る特定施設

市区町名		事業場数	施設の種類	発生施設数
仙台市	宮城野区	2	チップ又はのこぎりくずの堆積場	1
			動力打綿機及び動力混打綿機	1
	若林区	4	チップ又はのこぎりくずの堆積場	3
			動力打綿機及び動力混打綿機	2
塩竈市		1	—	1
多賀城市		5	—	5
七ヶ浜町		0	—	0
利府町		2	—	2
計		14	—	15

注：表中の数値は、調査範囲内区市町に位置する全ての事業場数又は施設数を示す。

〔「宮城県公害防止条例に基づく粉じんに係る特定施設一覧」（平成30年3月31日現在、仙台市）
「宮城県開示情報」（平成30年3月31日現在、宮城県）より作成〕

表 6.1.1-33 ダイオキシソ類対策特別措置法に基づく大気基準適用施設

No.	所在地	事業場数	施設数
1	仙台市 宮城野区	港1丁目6-1	2
2		安養寺3丁目11-12	1
3		蒲生字八郎兵エ谷地第二	1
4		蒲生字八郎兵エ谷地第二	1
5		蒲生字八郎兵エ谷地第二	1
6		蒲生字八郎兵エ谷地第二	1
7		扇町6丁目3-3	1
8		仙台港北二丁目14-3	1
9		蒲生字八郎兵衛谷地第二112-10	1
10		蒲生字八郎兵衛谷地第二112-10	1
11	仙台市 若林区	今泉字上新田103	1
12		今泉字上新田103	1
13		今泉字上新田103	1
14		三本塚字荒谷381	1
15	多賀城市栄3-3-9	1	2
16	多賀城市宮内1-14-15	1	1
17	多賀城市大代6-4-1	1	1
18	利府町加瀬字新船岡5	1	2
計		18	21

注：表中の数値は、調査範囲内区市町に位置する全ての事業場数又は施設数を示す。

〔「平成29年度ダイオキシソ類調査結果」（平成30年、仙台市）
「県内事業場からのダイオキシソ類の測定結果」（平成30年、宮城県）より作成〕

③ 影響を受ける施設等の状況

大気汚染の影響を受ける施設としては、住宅、医療関係施設、教育関連施設等が考えられる。これらについては、「6.2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等」のとおりである。

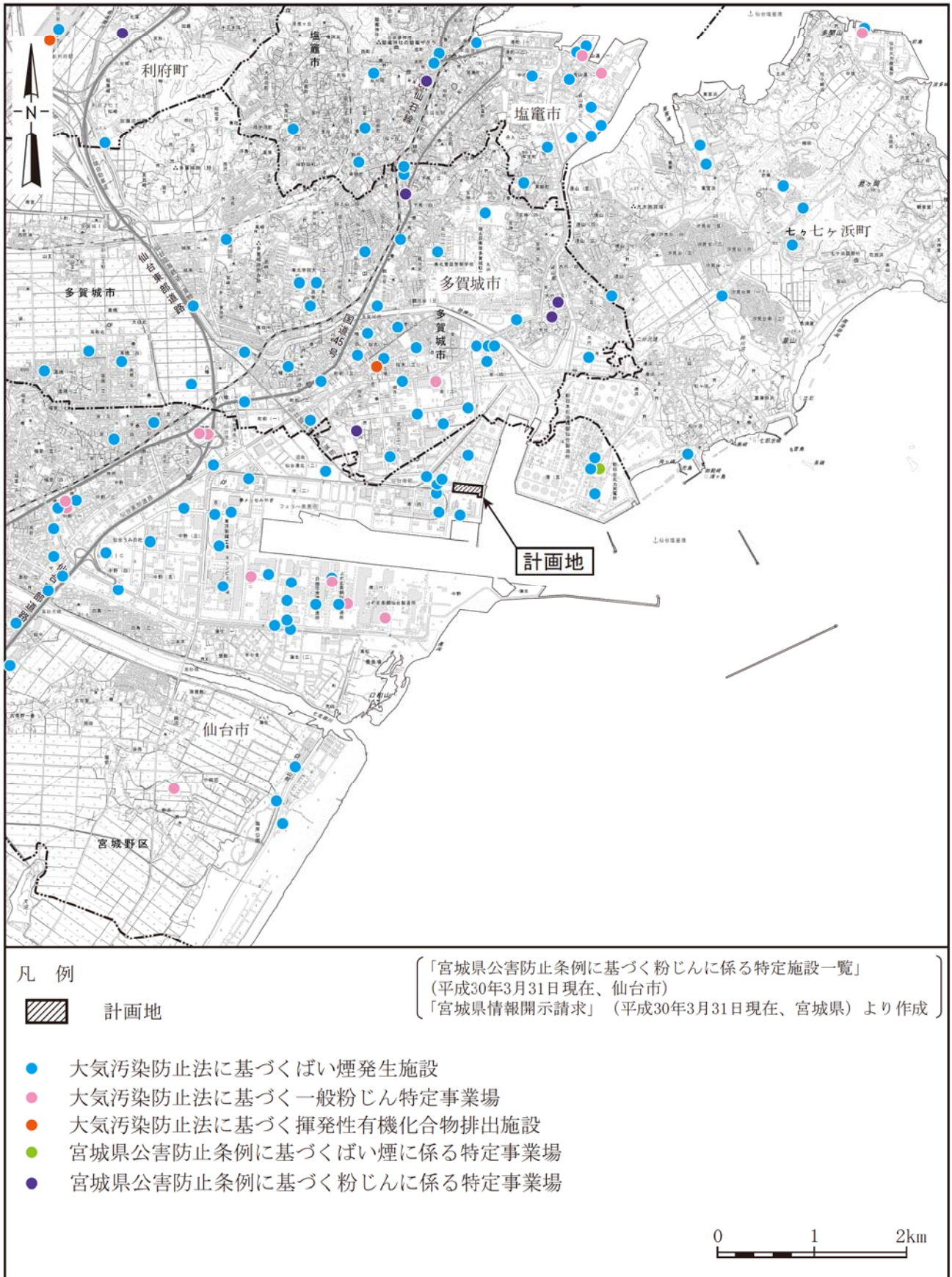


図 6.1.1-9 大気汚染防止法に基づく事業場の位置



図 6.1.1-10 ダイオキシン類特別措置法に基づく大気基準適用施設

(3) 騒音

① 騒音の状況

ア. 環境騒音

「公害関係資料平成28年度測定結果（仙台市環境局）」及び「平成29年版宮城県環境白書（資料編）（平成30年、宮城県）」によると、調査範囲が位置する仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町及び利府町において、環境騒音の測定は行われていない。

イ. 自動車騒音

調査範囲においては、過去3年間（2014～2016年度）で一般国道45号等において自動車騒音の測定が実施されており、測定区間は図6.1.1-11、測定結果は表6.1.1-34～36のとおりである。

2014～2016年度における各路線の全日の環境基準達成状況は、84.8～100%であり、昼間・夜間ともに達成したのは16区間中11区間である。

また、多賀城市が2015年度と2016年度に6地点で行った調査（表6.1.1-37・38）によると、道路端の騒音レベルは昼間61～68dB、夜間53～63dBの範囲にあり、市道留ヶ谷線（②）及び市道志引団地7号線（④）において昼夜ともに環境基準を満足しておらず、市道新田高橋2号線（③）において昼間に環境基準に適合していないが、それ以外の地点・時間区分では環境基準に適合していた。



図 6.1.1-11 自動車騒音測定地点

表 6.1.1-34 自動車交通騒音面的評価結果（2014年度）

路線 No.	路線名	道路近傍騒音レベル実測区間				評価対象住居 等戸数	環境基準達成戸数			未達成戸数	環境基準達成率			未達成率
		騒音 測定 年度	環境 基準 類型	等価騒音レベル (dB)			全日	昼間 のみ	夜間 のみ		全日	昼間 のみ	夜間 のみ	
				昼間	夜間									
H26-1	塩竈吉岡線	2014	B	59	55	16	16	0	0	0	100	0	0	0
H26-2	塩竈七ヶ浜 多賀城線	2014	B	65	59	291	291	0	0	0	100	0	0	0
H26-3	一般国道45号	2014	C	47	41	299	274	0	1	24	91.6	0	0.3	8.0
H26-4	一般国道45号	2014	C	48	38	250	212	9	0	29	84.8	3.6	0	11.6
H26-5	塩釜七ヶ浜 多賀城線	2014	A	51	38	182	172	4	0	6	94.5	2.2	0	3.3
H26-6	塩釜七ヶ浜 多賀城線	2014	B	48	42	189	168	0	21	0	88.9	0	11.1	0
H26-7	仙台北部道路	2014	—	59	52	27	27	0	0	0	100	0	0	0

- 注：1. 「■」は、環境基準に未達成の住居があることを示す。
 2. 昼間は6：00～22：00、夜間は22：00～6：00の時間帯を示す。
 3. 自動車騒音に関する環境基準は、表6.2.7-13を参照。

〔平成29年版 宮城県環境白書（資料編）〕（平成30年、宮城県）より作成

表 6.1.1-35 自動車交通騒音面的評価結果（2015年度）

路線 No.	路線名	道路近傍騒音レベル実測区間				評価対象住居 等戸数	環境基準達成戸数			未達成戸数	環境基準達成率			未達成率
		騒音 測定 年度	環境 基準 類型	等価騒音レベル (dB)			全日	昼間 のみ	夜間 のみ		全日	昼間 のみ	夜間 のみ	
				昼間	夜間									
H27-1	塩竈吉岡線	2015	B	67	60	237	237	0	0	0	100	0	0	0
H27-2	塩竈吉岡線	2015	B	67	60	181	180	0	1	0	99.4	0	0.6	0
H27-3	泉塩釜線	2015	B	65	57	487	487	0	0	1	100	0	0	0

- 注：1. 昼間は6：00～22：00、夜間は22：00～6：00の時間帯を示す。
 2. 自動車騒音に関する環境基準は、表6.2.7-13を参照。

〔平成29年版 宮城県環境白書（資料編）〕（平成30年、宮城県）より作成

表 6.1.1-36 自動車交通騒音面的評価結果（2016年度）

路線 No.	路線名	道路近傍騒音レベル実測区間				評価対象住居 等戸数	環境基準達成戸数			未達成戸数	環境基準達成率			未達成率
		騒音 測定 年度	環境 基準 類型	等価騒音レベル (dB)			全日	昼間 のみ	夜間 のみ		全日	昼間 のみ	夜間 のみ	
				昼間	夜間									
H28-1	一般国道45号	2016	—	44	34	31	31	0	0	0	100	0	0	0
H28-2	泉塩釜線	2016	—	43	42	21	21	0	0	0	100	0	0	0
H28-3	泉塩釜線	2016	—	43	42	10	9	0	1	0	90	0	10	0
H28-4	新田浮島線	2016	—	42	42	378	378	0	0	0	100	0	0	0
H28-5	新田浮島線	2016	—	42	42	29	29	0	0	0	100	0	0	0
H28-6	泉塩釜線	2016	—	36	29	180	180	0	0	0	100	0	0	0
H28-7	泉塩釜線	2016	—	36	29	325	325	0	0	0	100	0	0	0

- 注：1. 昼間は6：00～22：00、夜間は22：00～6：00の時間帯を示す。
 2. 自動車騒音に関する環境基準は、表6.2.7-13を参照。

〔平成29年版 宮城県環境白書（資料編）〕（平成30年、宮城県）より作成

表 6.1.1-37 多賀城市の自動車交通騒音測定結果（2015年度）

路線 No.	路線名	等価騒音レベル		環境基準				
		昼間 [dB]	夜間 [dB]	類型	昼間 [dB]	適否	夜間 [dB]	適否
①	主要県道仙台・塩釜線	68	63	B	70	○	65	○
②	市道留ヶ谷線	65	59	A	60	×	55	×
③	市道新田高橋2号線	61	53	A	60	×	55	○
④	市道志引団地7号線	67	60	A	60	×	55	×
⑤	主要県道塩釜・七ヶ浜・多賀城線	65	58	B	70	○	65	○
⑥	主要県道仙台・塩釜線	65	60	C	70	○	65	○

注：「○」は環境基準に適合していること、「×」は適合していないことを示す。

〔平成27年度版 統計書〕（平成29年、多賀城市）より作成

表 6.1.1-38 多賀城市の自動車交通騒音測定結果（2016年度）

路線 No.	路線名	等価騒音レベル		環境基準				
		昼間 [dB]	夜間 [dB]	類型	昼間 [dB]	適否	夜間 [dB]	適否
①	主要県道仙台・塩釜線	68	63	B	70	○	65	○
②	市道留ヶ谷線	64	57	A	60	×	55	×
③	市道新田高橋2号線	61	53	A	60	×	55	○
④	市道志引団地7号線	66	58	A	60	×	55	×
⑤	主要県道塩釜・七ヶ浜・多賀城線	65	59	B	70	○	65	○
⑥	主要県道仙台・塩釜線	67	61	C	70	○	65	○

注：「○」は環境基準に適合していること、「×」は適合していないことを示す。

〔平成28年度版 統計書〕（平成30年、多賀城市）より作成

ウ. 騒音に係る苦情の状況

調査範囲が位置する市町における過去5年間の騒音に係る苦情件数の推移は、表6.1.1-39のとおりである。

騒音に係る年間当たりの苦情件数は、仙台市で109～148件、塩竈市で1～7件、多賀城市で5～24件、七ヶ浜町で0～2件、利府町で0件で推移している。

表 6.1.1-39 騒音に係る苦情件数の経年変化（2012～2016年度）

〔単位：件〕

市町名 \ 年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
仙台市	121	128	139	148	109
塩竈市	1	3	7	2	7
多賀城市	24	13	12	10	5
七ヶ浜町	0	0	2	0	1
利府町	0	—	—	—	—

注：2013年度以降の報告書に利府町の記載が無いため、苦情件数を「—」としている。

〔平成24～28年度 公害苦情調査結果報告書〕（宮城県環境生活部環境対策課）より作成

② 発生源の状況

調査範囲が位置する市町における騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況は、表6.1.1-40のとおりである。

また、調査範囲内区市町における騒音規制法に基づく特定工場等は表6.1.1-41、宮城県公害防止条例に基づく騒音に係る特定工場等は表6.1.1-42、調査範囲におけるこれらの特定工場等の位置は図6.1.1-12のとおりである。調査範囲内区市町における騒音規制法に基づく特定施設の届出があった事業場数は481事業場であり、宮城県公害防止条例に基づく特定施設の届出があった事業場数は576事業場である。

なお、計画地及びその周辺は「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づく工業専用地域であり、騒音規制法に基づく特定建設作業、騒音規制法及び宮城県公害防止条例に基づく特定工場等の届出がなされない地域であるが、計画地周辺には工場等が存在し、騒音の発生源となる施設が存在すると考えられる。

表 6.1.1-40 騒音規制法に基づく特定建設作業届出状況

[単位：件]

作業内容 市町名	くい打機 くい抜機 を使用する 作業	びょう打 機を使用 する作業	さく岩機 を使用す る作業	空気圧縮 機を使用 する作業	コンクリ ートプラ ントを設 けて行う 作業	バックホ ウを使用 する作業	トラクタ ーショベ ルを使用 する作業	ブルドー ザを使用 する作業	合計
仙台市	18	0	132	25	1	36	0	1	213
塩竈市	9	0	14	5	1	3	0	0	32
多賀城市	3	0	2	4	0	3	0	2	14
七ヶ浜町	0	0	1	0	0	1	0	0	2
利府町	0	0	2	0	0	2	0	2	6

注：仙台市は2016年度、他市町は2015年度の届出件数を示す。

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果」(平成30年、仙台市)
「平成27年版 宮城県公害資料(騒音・振動・悪臭編)」(平成29年、宮城県環境生活部)より作成〕

表 6.1.1-41 騒音規制法に基づく特定工場等

市区町名		事業場数
仙台市	宮城野区	176
	若林区	134
塩竈市		99
多賀城市		27
七ヶ浜町		4
利府町		41
計		481

注：表中の数値は、調査範囲内区市町に位置する全ての事業場数又は施設数を示す。

〔「騒音振動特定施設一覧」(平成30年3月31日現在、仙台市)
「宮城県開示情報」(平成30年3月31日現在、宮城県)等より作成〕

表 6.1.1-42 宮城県公害防止条例（騒音）に基づく特定工場等

市区町名		事業場数
仙台市	宮城野区	96
	若林区	75
塩竈市		159
多賀城市		39
七ヶ浜町		128
利府町		79
計		576

注：表中の数値は、調査範囲内区市町に位置する全ての事業場数又は施設数を示す。

〔「騒音振動特定施設一覧」（平成30年3月31日現在、仙台市）
「宮城県開示情報」（平成30年3月31日現在、宮城県）等より作成〕

③ 影響を受ける施設等の状況

騒音の影響を受ける施設としては、住宅、医療関係施設、教育関連施設等が考えられる。これらについては、「6.2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等」のとおりである。



図 6.1.1-12 騒音規制法及び宮城県公害防止条例に基づく特定工場等の位置

(4) 振 動

① 振動の状況

ア. 環境振動

「公害関係資料平成28年版（平成27年度測定結果）（仙台市環境局）」及び「平成26年度宮城県公害資料（騒音・振動・悪臭編）（宮城県環境生活部）」によると、調査範囲が位置する仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町において、環境振動の測定は行われていない。

イ. 道路交通振動

「公害関係資料平成28年版（平成27年度測定結果）（仙台市環境局）」及び「平成26年度宮城県公害資料（騒音・振動・悪臭編）（宮城県環境生活部）」によると、調査範囲が位置する仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町において、道路交通振動の測定は行われていない。

ウ. 振動に係る苦情の状況

調査範囲が位置する市町における過去5年間の振動に係る苦情件数の推移は、表6.1.1-43のとおりである。

振動に係る年間当たりの苦情件数は、仙台市で9～18件、塩竈市で0件、多賀城市で0～1件、七ヶ浜町及び利府町で0件となっている。

表 6.1.1-43 振動に係る苦情件数の経年変化（2012～2016年度）

[単位：件]

市町名 \ 年 度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
仙台市	15	11	11	9	18
塩竈市	0	0	0	0	0
多賀城市	1	1	0	0	1
七ヶ浜町	0	0	0	0	0
利府町	0	—	—	—	—

注：2013年度以降の報告書に利府町の記載が無いため、苦情件数を「—」としている。

〔「平成24～28年度 公害苦情調査結果報告書」（宮城県環境生活部環境対策課）より作成〕

② 発生源の状況

調査範囲が位置する市町における振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況は、表6.1.1-44のとおりである。

また、調査範囲区市町における振動規制法に基づく特定工場等は表6.1.1-45・46、調査範囲におけるこれらの位置は図6.1.1-13のとおりである。調査範囲内区市町における振動規制法に基づく特定施設の届出があった事業場数は192事業場であり、宮城県公害防止条例に基づく特定施設の届出があった事業場数は406事業場である。

なお、計画地及びその周辺は「都市計画法」に基づく工業専用地域であり、振動規制法に基づく特定建設作業、振動規制法及び宮城県公害防止条例に基づく特定工場等の届出がなされない地域であるが、計画地周辺には工場等が存在し、振動の発生源となる施設が存在すると推定される。

表 6.1.1-44 振動規制法に基づく特定建設作業届出状況

[単位：件]

作業内容 市町名	くい打機くい抜機 を使用する作業	鋼球を使用して 破壊する作業	舗装破碎機を使 用する作業	ブレーカを使用 する作業	合計
仙台市	40	0	1	119	160
塩竈市	12	0	0	14	26
多賀城市	4	0	2	4	10
七ヶ浜町	0	0	0	1	1
利府町	1	0	1	5	7

注：仙台市は2016年度、他市町は2015年度の届出件数を示す。

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果（平成30年、仙台市）」
「平成27年版 宮城県公害資料（騒音・振動・悪臭編）」（平成29年、宮城県環境生活部）より作成〕

表 6.1.1-45 振動規制法に基づく特定工場等

市区町名		事業場数
仙台市	宮城野区	73
	若林区	41
塩竈市		37
多賀城市		32
七ヶ浜町		1
利府町		8
計		192

注：表中の数値は、調査範囲内市区町に位置する全ての事業場数又は施設数を示す。

〔「騒音振動特定施設一覧」（平成30年3月31日現在、仙台市）
「宮城県開示情報」（平成30年3月31日現在、宮城県）等より作成〕

表 6.1.1-46 宮城県公害防止条例（振動）に基づく特定工場等

市区町名		事業場数
仙台市	宮城野区	160
	若林区	101
塩竈市		96
多賀城市		21
七ヶ浜町		9
利府町		19
計		406

注：表中の数値は、調査範囲内市区町に位置する全ての事業場数又は施設数を示す。

〔「騒音振動特定施設一覧」（平成30年3月31日現在、仙台市）
「宮城県開示情報」（平成30年3月31日現在、宮城県）等より作成〕

③ 影響を受ける施設等の状況

振動の影響を受ける施設としては、住宅、医療関係施設、教育関連施設等が考えられる。これらについては、「6.2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等」に示すとおりである。



図 6.1.1-13 振動規制法及び宮城県公害防止条例に基づく特定工場等の位置

(5) 低周波音

① 低周波音の状況（苦情の状況）

調査範囲が位置する市町における過去5年間の低周波音に係る苦情件数の推移は、表6.1.1-47のとおりである。

低周波音に係る年間当たりの苦情件数は、仙台市で0～2件、多賀城市で0～1件、塩竈市、七ヶ浜町及び利府町で0件となっている。

表 6.1.1-47 低周波音に係る苦情件数の経年変化（2012～2016年度）

[単位：件]

市町名 \ 年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
仙台市	1	0	0	0	2
塩竈市	0	0	0	0	0
多賀城市	1	0	0	0	0
七ヶ浜町	0	0	0	0	0
利府町	0	—	—	—	—

注：2013年度以降の報告書に利府町の記載が無いため、苦情件数を「—」としている。

〔平成24～28年度 公害苦情調査結果報告書〕（宮城県環境生活部環境対策課）より作成

② 発生源の状況

調査範囲における低周波音の発生源となりうる施設としては、工場等の送風機やバーナー等の機械類、騒音規制法や宮城県公害防止条例に係る特定施設、省エネ給湯機等が考えられる。

③ 影響を受ける施設等の状況

低周波音の影響を受ける施設としては、住宅、医療関係施設、教育関連施設等が考えられる。これらについては、「6.2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等」のとおりである。

(6) 悪臭

① 悪臭の状況（苦情の状況）

調査範囲が位置する市町における過去5年間の悪臭に係る苦情件数の推移は、表6.1.1-48のとおりである。

悪臭に係る年間当たりの苦情件数は、仙台市で20～39件、塩竈市で1～5件、多賀城市で4～14件、七ヶ浜町で0～1件、利府町で0件となっている。

また、2016年度における仙台市の発生源区分別の苦情件数は表6.1.1-49のとおりであり、全体20件のうち、サービス業・その他の7件が最も多く、次いで不明の5件であった。

表 6.1.1-48 悪臭に係る苦情件数の経年変化（2012～2016年度）

[単位：件]

市町名 \ 年 度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
仙台市	39	30	26	28	20
塩竈市	1	2	3	3	5
多賀城市	14	7	6	9	4
七ヶ浜町	0	1	1	0	1
利府町	0	—	—	—	—

注：2013年度以降の報告書に利府町の記載が無いため、苦情件数を「—」としている。

〔平成24～28年度 公害苦情調査結果報告書〕（宮城県環境生活部環境対策課）より作成

表 6.1.1-49 仙台市における悪臭に係る苦情件数の経年変化（2012～2016年度）

[単位：件]

発生源区分 \ 年 度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
畜産農業	0	2	1	1	0
飼料・肥料製造工場	0	0	0	0	1
食料品製造工場	0	1	0	1	1
化学工場	0	0	0	0	0
その他の製造工場	2	4	0	0	3
サービス業・その他	14	6	5	5	7
移動発生源	0	0	0	0	0
建設作業現場	1	2	2	1	0
下水・用水	0	0	0	0	1
ごみ集積所	0	1	0	0	0
個人住宅・アパート・寮	8	8	7	6	2
不明	14	6	11	14	5
計	39	30	26	28	20

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果」(平成30年、仙台市)より作成〕

② 発生源の状況

調査範囲の悪臭の発生源となりうる施設としては、市街地では廃棄物処理業、飲食店、医療機関等、計画地周辺では工場等が考えられる。

③ 影響を受ける施設等の状況

悪臭の影響を受ける施設としては、住宅、医療関係施設、教育関連施設等が考えられる。これらについては、「6.2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等」とおりである。

6.1.2 水環境

(1) 水質

① 水質汚濁の状況

ア. 水質の概況

調査範囲においては、河川7地点、湖沼3地点、海域21地点で調査が実施されている。測定地点ごとの測定項目は表6.1.2-1、測定位置は図6.1.2-1のとおりである。

表 6.1.2-1 水質測定地点ごとの測定項目

水域名	地点名	類型	実施機関	測定項目				
				生活環境 項目	健康 項目	全窒素 ・全磷	ダイオキ シン類	
河川	新町川	常盤橋	C	宮城県	○	○*	○	—
	砂押川上流	多賀城堰	C	宮城県	○	○*	○	—
		市川橋	C	宮城県	○	—	○	—
	砂押川下流	念仏橋	C	宮城県	○	○*	○	—
	貞山運河	貞山橋	C	宮城県	○	○*	○	—
	七北田川下流	高砂橋	C	仙台市	○	○*	○	—
南貞山運河	七北田川 合流前	—	仙台市	○	○*	○	—	
湖沼	加瀬沼	沼出口	—	宮城県	○	○*	○	—
	阿川沼	沼中央	—	宮城県	○	○*	○	—
	大沼	大沼池出口	—	仙台市	○	○*	○	—
海域	松島湾(甲)	港橋	C	宮城県	○	○*	○	—
		籬島前	C	宮城県	○	—	—	—
	仙台港地先海域(甲)	内港4内	C	仙台市	○	○	○	○
		内港2	C	仙台市	○	—	○	—
		内港3北	C	仙台市	○	—	○	—
		内港3中央	C	仙台市	○	—	○	—
		内港4外	C	仙台市	○	—	○	—
		内港1	C	仙台市	○	—	○	—
	仙台港地先海域(乙)	外港3	B	仙台市	○	○	○	○
		蒲生3	B	仙台市	○	○	○	○
		御殿崎1	B	宮城県	○	○*	○	—
		外港1	B	仙台市	○	—	○	—
		蒲生1	B	仙台市	○	—	○	—
		蒲生5	B	仙台市	○	—	○	—
	仙台港地先海域(丙)	菖蒲田前1	A	宮城県	○	○*	○	—
		御殿崎2	A	宮城県	○	○	○	—
		外港2	A	仙台市	○	—	○	—
		外港4	A	仙台市	○	—	○	—
蒲生2		A	仙台市	○	—	○	—	
蒲生4		A	仙台市	○	—	○	—	
蒲生6	A	仙台市	○	—	○	—		

注：1. 「○」は測定が行われていること、「—」は測定が行われていないことを示す。

2. 健康項目のうち「※」については、一部の項目のみ測定が行われていることを示す。

3. 河川の「南貞山運河」水域及び湖沼の「加瀬沼」、「阿川沼」、「大沼」水域には、環境基準の類型は指定されていない。

「公害関係資料集 平成28年度測定結果」(平成30年、仙台市)

「平成28年度 公共用水域水質及び地下水質測定結果報告書」(平成30年、宮城県)より作成



凡例

計画地

- 河川水質測定地点
- 湖沼水質測定地点
- 海域水質測定地点

〔「仙台市の環境 杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)平成28年度実績報告書」(平成29年、仙台市)
 「水環境総合情報サイト」(2018年11月閲覧、環境省HP)等より作成

【河川】

- 環境基準B類型
- 環境基準C類型

【海域】

- 環境基準A類型
- 環境基準B類型
- 環境基準C類型

【海域(全窒素・全燐に関する類型指定)】

- 環境基準Ⅱ類型
- 環境基準Ⅲ類型



図 6.1.2-1 水質測定点

(7) 河川

調査範囲における2016年度の河川の水質調査結果は、表6.1.2-2〜4のとおりである。

河川の水質調査結果の生活環境項目については、SS（浮遊物質）が高砂橋及び多賀城堰で環境基準に適合していないが、pH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素量）及びBOD（生物化学的酸素要求量）は、環境基準の類型が指定されている全ての地点で適合している。

健康項目については、いずれの項目も環境基準に適合している。

表 6.1.2-2 河川の水質調査結果（生活環境項目 2016年度）

水域名	地点名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)
			最小～最大	最小～最大	最小～最大 (75%値)	最小～最大	最小～最大
新町川	常盤橋	C	7.4～8.2	6.0～10	<0.5～6.9 (1.1)	<1～15	—
砂押川上流	多賀城堰	C	7.6～7.9	6.8～12	<0.5～3 (2.2)	5～64	—
	市川橋	C	7.7～8.4	8.2～15	0.7～4.7 (2.9)	2～66	—
砂押川下流	念仏橋	C	7.5～8.1	6.2～10	<0.5～2.8 (1.3)	3～19	—
貞山運河	貞山橋	C	7.4～8.0	5.7～9.8	0.5～1.5 (1.2)	4～12	—
七北田川下流	高砂橋	C	7.2～8.3	6.6～13	0.6～6.3 (2.0)	3～58	11～9,200
環境基準 (C類型)			6.5以上 8.5以下	5以上	5以下	50以下	—
南貞山運河	七北田川 合流前	—	7.5～9.0	6.8～13	1.3～5.7 (3.3)	6～29	<1.8～9,200

注：1. 「■」は、環境基準に適合していないことを示す。

2. 河川における環境基準欄の類型は、以下のとおり。

- AA・・・水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
- A・・・水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの
- B・・・水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの
- C・・・水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの
- D・・・工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの
- E・・・工業用水3級、環境保全

3. BODは、環境基準との適否を75%値で評価する。

4. 「—」は測定値の報告がないものを示す。

5. 「南貞山運河」の水域には、生活環境項目に係る環境基準の類型は指定されていない。

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果」(平成30年、仙台市)
「平成28年度 公共用水域水質及び地下水質測定結果報告書」(平成30年、宮城県)より作成〕

表 6.1.2-3 河川の水質調査結果（全窒素・全磷 2016年度）

水域名	地点名	類型	全窒素 [mg/L]	全磷 [mg/L]
			最小～最大 (平均値)	最小～最大 (平均値)
新町川	常盤橋	—	1～2.2 (1.6)	0.06～0.097 (0.080)
砂押川上流	多賀城堰	—	0.48～1.1 (0.84)	0.089～0.13 (0.12)
	市川橋	—	—	—
砂押川下流	念仏橋	—	0.36～0.67 (0.48)	0.056～0.12 (0.081)
貞山運河	貞山橋	—	1.7～4.9 (2.8)	0.23～0.83 (0.45)
七北田川下流	高砂橋	—	0.68～1.6 (1.0)	0.042～0.18 (0.077)
貞山運河	七北田川合流前	—	0.34～0.81 (0.57)	0.050～0.15 (0.096)

注：河川には、全窒素及び全磷に係る環境基準の類型は指定されていない。

「公害関係資料集 平成28年度測定結果」（平成30年、仙台市）

「平成28年度 公共用水域水質及び地下水質測定結果報告書」（平成30年、宮城県）より作成

表 6.1.2-4(1) 河川の水質調査結果（健康項目 2016年度）

項目	単位	測定地点						環境基準
		常盤橋 (新町川)		多賀城堰 (砂押川上流)		念仏橋 (砂押川下流)		
カドミウム	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.003 以下
全シアン	mg/L	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
鉛	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.01 以下
六価クロム	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.05 以下
砒素	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.01 以下
総水銀	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.002 以下
チウラム	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.006 以下
シマジン	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.01 以下
セレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0/3	1.3	0/3	0.44	0/3	0.19	10 以下
ふっ素	mg/L	—	—	0/2	0.15	—	—	0.8 以下
ほう素	mg/L	—	—	0/2	0.23	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0.05 以下

注：1. 数値は全シアンが年間最高値、その他が年間平均値を示す。

2. 「ND」は、定量下限値未満を示す。

3. 「—」は測定値の報告がないものを示す。

4. 環境基準値との対比は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準値については、年間最高値とする。

5. 「m/n」は、「環境基準を超えた検体数」／「総検体数」を示す。

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果」（平成30年、仙台市）
「平成28年度 公共用水域水質及び地下水質測定結果報告書」（平成30年、宮城県）より作成〕

表 6.1.2-4(2) 河川の水質調査結果（健康項目 2016年度）

項目	単位	測定地点						環境基準
		貞山橋 (貞山運河)		高砂橋 (七北田川下流)		七北田川合流前 (南貞山運河)		
カドミウム	mg/L	—	—	0/4	<0.0003	—	—	0.003 以下
全シアン	mg/L	—	—	0/4	ND	—	—	検出されないこと
鉛	mg/L	—	—	0/4	<0.005	—	—	0.01 以下
六価クロム	mg/L	—	—	0/4	<0.02	—	—	0.05 以下
砒素	mg/L	—	—	0/4	<0.005	—	—	0.01 以下
総水銀	mg/L	—	—	0/4	<0.0005	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	0/2	ND	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	—	—	0/2	ND	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	—	—	0/4	<0.002	—	—	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	—	—	0/4	<0.0002	—	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	0/4	<0.0004	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	0/4	<0.002	—	—	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	0/4	<0.004	—	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	0/4	<0.0005	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	0/4	<0.0006	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	0/4	<0.001	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	0/4	<0.0005	—	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	0/4	<0.0002	—	—	0.002 以下
チウラム	mg/L	—	—	0/4	<0.0006	—	—	0.006 以下
シマジン	mg/L	—	—	0/4	<0.0003	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	0/4	<0.001	—	—	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	—	—	0/4	<0.001	—	—	0.01 以下
セレン	mg/L	—	—	0/4	<0.002	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0/3	1.5	0/24	0.48	0/12	0.058	10 以下
ふっ素	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.8 以下
ほう素	mg/L	—	—	—	—	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0/2	<0.005	0/4	<0.005	—	—	0.05 以下

注：1. 数値は全シアンが年間最高値、その他が年間平均値を示す。

2. 「ND」は、定量下限値未満を示す。

3. 「—」は測定値の報告がないものを示す。

4. 環境基準値との対比は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準値については、年間最高値とする。

5. 「m/n」は、「環境基準を超えた検体数」/「総検体数」を示す。

「公害関係資料集 平成28年度測定結果」(平成30年、仙台市)
 「平成28年度 公共用水域水質及び地下水質測定結果報告書」(平成30年、宮城県)より作成

(イ) 湖 沼

調査範囲における2016年度の湖沼の水質調査結果は、表6.1.2-5～7のとおりである。

いずれの水域も環境基準の類型指定はないが、C類型の環境基準を準用して対比すると、COD（化学的酸素要求量）の75%値が全ての地点で適合していないが、pH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素量）、SS（浮遊物質）は、全ての地点で適合している。

健康項目については、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素のみ測定されており、全ての地点で環境基準に適合している。

表 6.1.2-5 湖沼の水質調査結果（生活環境項目 2016年度）

水域名	地点名	類型	pH	DO [mg/L]	COD [mg/L]	SS [mg/L]	大腸菌群数 [MPN/100mL]
			最小～最大	最小～最大	最小～最大 (75%値)	最小～最大	最小～最大
加瀬沼	沼出口	—	7.6～8.7	5.5～12	6.3～13 (8.9)	3～18	7.8～49,000
阿川沼	沼中央	—	8.0～8.3	7.1～13	9.8～13 (11)	4～28	79～3,300
大沼	大沼池出口	—	7.4～8.3	8.4～13	5.1～16 (12)	5～39	49～13,000
環境基準（参考） （C類型）			6.0以上 8.5以下	2以上	8以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	—

注：1. 「加瀬沼」、「阿川沼」、「大沼」の水域には環境基準の類型指定はないため、参考としてC類型の環境基準を示す。
 2. CODは、環境基準との適否を75%値で評価する。
 3. 「■」は、参考として対比したC類型の環境基準に適合していないことを示す。

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果」（平成30年、仙台市）
 「平成28年度 公共用水域水質及び地下水質測定結果報告書」（平成30年、宮城県）より作成〕

表 6.1.2-6 湖沼の水質調査結果（全窒素・全磷 2016年度）

水域名	地点名	類型	全窒素 [mg/L]	全磷 [mg/L]
			最小～最大 (平均値)	最小～最大 (平均値)
加瀬沼	沼出口	—	0.31～0.66 (0.48)	0.021～0.035 (0.028)
阿川沼	沼中央	—	0.63～1.1 (0.85)	0.045～0.15 (0.086)
大沼	池出口	—	0.34～5.3 (2.0)	0.039～0.15 (0.074)

注：「加瀬沼」、「阿川沼」及び「大沼」の水域には、全窒素及び全磷に係る環境基準の類型は指定されていない。

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果」（平成30年、仙台市）
 「平成28年度 公共用水域水質及び地下水質測定結果報告書」（平成30年、宮城県）より作成〕

表 6.1.2-7 湖沼の水質調査結果（健康項目 2016年度）

項目	単位	測定地点						環境基準
		沼出口 (加瀬沼)		沼中央 (阿川沼)		大沼池出口 (大沼)		
カドミウム	mg/L	-	-	-	-	-	-	0.003 以下
全シアン		-	-	-	-	-	-	検出されないこと
鉛		-	-	-	-	-	-	0.01 以下
六価クロム		-	-	-	-	-	-	0.05 以下
砒素		-	-	-	-	-	-	0.01 以下
総水銀		-	-	-	-	-	-	0.0005 以下
アルキル水銀		-	-	-	-	-	-	検出されないこと
PCB		-	-	-	-	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン		-	-	-	-	-	-	0.02 以下
四塩化炭素		-	-	-	-	-	-	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン		-	-	-	-	-	-	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン		-	-	-	-	-	-	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン		-	-	-	-	-	-	0.006 以下
トリクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	0.01 以下
テトラクロロエチレン		-	-	-	-	-	-	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン		-	-	-	-	-	-	0.002 以下
チウラム		-	-	-	-	-	-	0.006 以下
シマジン		-	-	-	-	-	-	0.003 以下
チオベンカルブ		-	-	-	-	-	-	0.02 以下
ベンゼン		-	-	-	-	-	-	0.01 以下
セレン		-	-	-	-	-	-	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0/3	0.045	0/3	0.022	0/12	0.17	10 以下
ふっ素		-	-	-	-	-	-	0.8 以下
ほう素		-	-	-	-	-	-	1 以下
1,4-ジオキサン		-	-	-	-	-	-	0.05 以下

注：1. 数値は全シアンが年間最高値、その他が年間平均値を示す。

2. 「-」は測定値の報告がないものを示す。

3. 基準値との評価は年間平均値で行う。全シアンに係る基準値は年間最高値とする。

4. 「m/n」は、「環境基準を超えた検体数」/「総検体数」を示す。

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果」（平成30年、仙台市）
「平成28年度 公共用水域水質及び地下水質測定結果報告書」（平成30年、宮城県）より作成〕

(7) 海 域

調査範囲における2016年度の海域の水質調査結果は、表6.1.2-8～11のとおりである。

海域の水質調査結果の生活環境項目については、pH（水素イオン濃度）が蒲生5、蒲生6で環境基準を満足していない。DO（溶存酸素量）が蒲生4で環境基準を満足していない。なお、COD（化学的酸素要求量）及び大腸菌群数は全ての地点で環境基準を満足している。

全窒素及び全燐については、いずれも港橋で環境基準に適合していない。

健康項目については、ダイオキシン類を含めいずれの項目も環境基準に適合している。

表 6.1.2-8 海域の水質調査結果（生活環境項目 2016年度）

海域名	地点名	類型	pH	DO [mg/L]	COD [mg/L]	大腸菌群数 [MPN/100mL]	n-ヘキサン抽出物質 [mg/L]
			最小～最大	最小～最大	最小～最大 (75%値)	最小～最大	最小～最大
(甲) 松島湾	港橋	C	7.5～8.1	5.7～10	1.4～4 (3.5)	—	—
	籬島前	C	7.8～8.3	4.1～10	<0.5～1.3 (0.9)	—	—
仙台港地先海域 (甲)	内港4内	C	8.1～8.3	5.7～10	0.5～2.2 (1.8)	<1.8～230	ND
	内港2	C	7.9～8.3	6.8～9.6	0.6～2.0 (1.7)	<1.8～230	ND
	内港3北	C	8.0～8.3	6.4～9.9	1.2～3.5 (2.3)	<1.8～1,300	ND
	内港3中央	C	8.1～8.3	5.6～10	0.7～2.2 (1.8)	<1.8～330	ND
	内港4外	C	8.1～8.3	6.1～10	0.6～2.5 (1.5)	<1.8～79	ND
	内港1	C	8.0～8.2	5.1～9.6	<0.5～2.3 (1.8)	<1.8～230	ND
	環境基準 (C類型)		7.0以上 8.3以下	2以上	8以下	—	—
仙台港地先海域 (乙)	外港3	B	7.9～8.2	7.6～10	<0.5～0.6 (<0.5)	<1.8～490	ND
	蒲生3	B	8.0～8.3	7.7～10	<0.5～0.8 (0.7)	<1.8～4,900	ND
	御殿崎1	B	8.1～8.3	6.7～9.4	<0.5～2.4 (1.5)	—	ND
	外港1	B	8.1～8.3	6.8～12	<0.5～0.8 (0.6)	<1.8～4.5	ND
	蒲生1	B	8.0～8.3	7.5～10	<0.5～0.8 (0.6)	<1.8～3,300	ND
	蒲生5	B	8.1～8.4	7.6～10	<0.5～0.9 (0.6)	<1.8～230	ND
	環境基準 (B類型)		7.8以上 8.3以下	5以上	3以下	—	検出されないこと
仙台港地先海域 (丙)	菖蒲田前1	A	8～8.2	6.7～9.6	1.4～3.3 (2.9)	<1.8～40	ND
	御殿崎2	A	8.1～8.3	7.3～9.7	0.9～2.9 (2.6)	<1.8～31	ND
	外港2	A	8.1～8.3	7.6～10	<0.5～2.6 (1.4)	<1.8～4.5	ND
	外港4	A	8.1～8.3	7.6～11	<0.5～2.9 (1.4)	<1.8～2.0	ND
	蒲生2	A	8.1～8.3	7.5～10	<0.5～2.8 (1.4)	<1.8～2.0	ND
	蒲生4	A	8.2～8.3	7.4～11	<0.5～2.7 (1.2)	<1.8～7.0	ND
	蒲生6	A	8.1～8.4	7.8～10	<0.5～3.0 (1.6)	<1.8～11	ND
	環境基準 (A類型)		7.8以上 8.3以下	7.5以上	2以下	1,000以下	検出されないこと

- 注：1. 「ND」は、定量下限値未滿を示す。
 2. 「—」は測定値の報告がないものを示す。
 3. 海域における環境基準の類型は、以下のとおり。
 A・・・水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの
 B・・・水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの
 C・・・環境保全
 4. CODは、環境基準との適否を75%値で評価する。
 5. 「■」は、環境基準に適合していないことを示す。

「公害関係資料集 平成28年度測定結果」(平成30年、仙台市)
 「平成28年度 公共用水域水質及び地下水質測定結果報告書」(平成30年、宮城県)より作成

表 6.1.2-9 海域の水質調査結果（全窒素・全磷 2016年度）

水域名	地点名	類型	全窒素 [mg/L]	全磷 [mg/L]
			最小～最大 (平均値)	最小～最大 (平均値)
松島湾(甲)	港 橋	Ⅲ	0.36～1.2 (0.85)	0.039～0.18 (0.14)
	環境基準(Ⅲ)		0.6以下	0.05以下
仙台港地先海域(甲)	内港4内	—	0.12～0.53 (0.35)	0.021～0.069 (0.035)
	内港2	—	0.16～0.93 (0.41)	0.011～0.098 (0.045)
	内港3北	—	0.46～2.0 (1.1)	0.038～0.34 (0.15)
	内港3中央	—	0.46～2.0 (1.1)	0.038～0.34 (0.15)
	内港4外	—	0.46～2.0 (1.1)	0.038～0.34 (0.15)
	内港1	—	0.21～0.72 (0.39)	0.020～0.091 (0.042)
仙台港地先海域(乙)	外港3	—	0.16～0.68 (0.36)	0.008～0.080 (0.026)
	蒲生3	—	0.16～0.68 (0.36)	0.008～0.080 (0.026)
	御殿崎1	—	0.14～0.33 (0.20)	0.009～0.026 (0.017)
	外港1	—	0.14～0.67 (0.29)	0.011～0.032 (0.018)
	蒲生1	—	0.18～0.65 (0.36)	0.010～0.043 (0.019)
	蒲生5	—	0.12～0.97 (0.40)	0.010～0.042 (0.019)
仙台港地先海域(丙)	菖蒲田前1	—	0.14～0.28 (0.19)	0.009～0.024 (0.016)
	御殿崎2	—	0.07～0.32 (0.19)	0.008～0.024 (0.016)
	外港2	—	0.10～0.67 (0.26)	0.007～0.030 (0.016)
	外港4	—	0.10～0.58 (0.27)	0.008～0.053 (0.022)
	蒲生2	—	0.09～0.67 (0.27)	0.008～0.068 (0.020)
	蒲生4	—	0.12～0.61 (0.25)	0.009～0.042 (0.018)
	蒲生6	—	0.11～0.74 (0.28)	0.010～0.019 (0.014)

注：1. 全窒素、全磷は、環境基準との適否を平均値で評価する。

2. 「仙台港地先海域(甲)」、「仙台港地先海域(乙)」及び「仙台港地先海域(丙)」水域には、環境基準の類型は指定されていない。

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果」(平成30年、仙台市)
「平成28年度 公共用水域水質及び地下水質測定結果報告書」(平成30年、宮城県)より作成〕

表 6.1.2-10(1) 海域の水質調査結果（健康項目 2016年度）

〔単位：mg/L〕

項目	測定地点		仙台港地先海域 (甲)		仙台港地先海域 (乙)		仙台港地先海域 (乙)		環境基準
	m/n	港 橋	m/n	内港4内	m/n	外港3	m/n	蒲生3	
カドミウム	—	—	0/4	<0.0003	0/4	<0.0003	0/4	<0.0003	0.003 以下
全シアン	—	—	0/4	ND	0/4	ND	0/4	ND	検出されないこと
鉛	—	—	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0.01 以下
六価クロム	—	—	0/4	<0.02	0/4	<0.02	0/4	<0.02	0.05 以下
砒素	—	—	0/4	<0.000	0/4	<0.000	0/4	<0.000	0.01 以下
総水銀	—	—	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	検出されないこと
PCB	—	—	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	—	—	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	—	—	0/4	<0.0002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	—	—	0/4	<0.0004	0/4	<0.0004	0/4	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	—	—	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	0/4	<0.004	0/4	<0.004	0/4	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	0/4	<0.0006	0/4	<0.0006	0/4	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	—	—	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	—	—	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	—	—	0/4	<0.0002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0002	0.002 以下
チウラム	—	—	0/4	<0.0006	0/4	<0.0006	0/4	<0.0006	0.006 以下
シマジン	—	—	0/4	<0.0003	0/4	<0.0003	0/4	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	—	—	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0.02 以下
ベンゼン	—	—	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0.01 以下
セレン	—	—	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0/12	0.35	0/4	0.13	0/4	0.099	0/4	0.10	10 以下
1,4-ジオキサン	0/2	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0.05 以下

注：1. 数値は全シアンが年間最高値、その他が年間平均値を示す。

2. 基準値との評価は年間平均値で行う。全シアンに係る基準値は年間最高値とする。

3. 「m/n」は、「環境基準を超えた検体数」／「総検体数」を示す。

4. 「ND」は、定量下限値未満を示す。

5. 「—」は測定値の報告がないものを示す。

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果」(平成30年、仙台市)

〔「平成28年度 公共用水域水質及び地下水質測定結果報告書」(平成30年、宮城県)より作成〕

表 6.1.2-10(2) 海域の水質調査結果（健康項目 2016年度）

[単位：mg/L]

項目	測定地点		仙台港地先海域（乙）		仙台港地先海域（丙）		仙台港地先海域（丙）		環境基準
	m/n	御殿崎 1	m/n	菖蒲田前 1	m/n	御殿崎 2			
カドミウム	—	—	—	—	—	—	—	0.003 以下	
全シアン	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと	
鉛	—	—	—	—	—	—	—	0.01 以下	
六価クロム	—	—	—	—	—	—	—	0.05 以下	
砒素	—	—	—	—	—	—	—	0.01 以下	
総水銀	—	—	—	—	—	—	—	0.0005 以下	
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと	
PCB	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと	
ジクロロメタン	—	—	—	—	—	—	—	0.02 以下	
四塩化炭素	—	—	—	—	—	—	—	0.002 以下	
1,2-ジクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—	0.004 以下	
1,1-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	0.1 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	0.04 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—	1 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	—	—	—	—	—	0.006 以下	
トリクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	0.01 以下	
テトラクロロエチレン	—	—	—	—	—	—	—	0.01 以下	
1,3-ジクロロプロペン	—	—	—	—	—	—	—	0.002 以下	
チウラム	—	—	—	—	—	—	—	0.006 以下	
シマジン	—	—	—	—	—	—	—	0.003 以下	
チオベンカルブ	—	—	—	—	—	—	—	0.02 以下	
ベンゼン	—	—	—	—	—	—	—	0.01 以下	
セレン	—	—	—	—	—	—	—	0.01 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0/5	0.043	0/5	0.045	0/5	0.034	—	10 以下	
1,4-ジオキサン	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	—	0.05 以下	

- 注：1. 数値は全シアンが年間最高値、その他が年間平均値を示す。
 2. 基準値との評価は年間平均値で行う。全シアンに係る基準値は年間最高値とする。
 3. 「m/n」は、「環境基準を超えた検体数」／「総検体数」を示す。
 4. 「ND」は、定量下限値未満を示す。
 5. 「—」は測定値の報告がないものを示す。

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果」（平成30年、仙台市）
 「平成28年度 公共用水域水質及び地下水質測定結果報告書」（平成30年、宮城県）より作成〕

表 6.1.2-11 ダイオキシン類の調査結果（2016年度）

水域名	地点名	調査結果 [pg-TEQ/L]	環境基準
仙台港地先海域（甲）	内港4内	0.067	1以下
仙台港地先海域（乙）	外港3	0.064	
仙台港地先海域（乙）	蒲生3	0.065	

〔「公害関係資料集 平成28年度測定結果」（平成30年、仙台市）より作成〕

イ. 水質に係る苦情の状況

調査範囲が位置する市町における過去5年間の水質に係る苦情件数の推移は、表6.1.2-12のとおりである。

水質に係る年間当たりの苦情件数は、仙台市が0～2件、多賀城市が0～6件、その他の市町が0件となっている。

表 6.1.2-12 水質に係る苦情件数の推移（2012～2016年度）

[単位：件]

市町名 \ 年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
仙台市	1	0	1	2	6
塩竈市	0	0	0	0	0
多賀城市	3	1	0	1	0
七ヶ浜町	0	0	0	0	0
利府町	0	—	—	—	—

注：2013年度以降の報告書に利府町の記載が無い場合、苦情件数を「—」としている。

〔平成24～28年度 公害苦情調査結果報告書〕（宮城県環境生活部環境対策課）より作成

② 発生源の状況

調査範囲内区市町における水質汚濁防止法に基づく特定事業場の届出状況は表6.1.2-13・14、下水道法に基づく特定事業場の届出状況は表6.1.2-15・16、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業場の届出状況は表6.1.2-17、調査範囲におけるこれらの事業場の位置は図6.1.2-2のとおりである。

調査範囲内区市町における水質汚濁防止法に基づく特定施設及び特定施設を有する特定事業場は、仙台市宮城野区で255事業場、仙台市若林区で154事業場、塩竈市で153事業場、多賀城市で66事業場、七ヶ浜市で21事業場、利府町で37事業場である。

下水道法に基づく特定施設及び特定施設を有する特定事業場は、仙台市宮城野区で262事業場、仙台市若林区で155事業場、塩竈市で182事業場、多賀城市で73事業場、七ヶ浜町で7事業場、利府町で29事業場である。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事業場数は、2事業場である。

③ 影響を受ける施設等の状況

本事業では河川への放流はないため、農業用水の取水施設等、河川の水質汚濁の影響を受ける施設はない。海域については、計画地から約2km離れた位置に共同漁業権と区画漁業権の設定区域がある。